

県土整備部再生砕石品質実態調査実施要領

1 趣旨

県土整備部（各総合事務所県土整備局、西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局を含む。）が所管する建設工事（以下「工事」という。）において使用される再生砕石の品質管理と一層の品質向上を図るための実態調査（以下「実態調査」という。）は、この要領に定めるところにより行うものとする。

2 対象

実態調査は、県が指定しているコンクリート殻及びアスファルト・コンクリート殻の中間処理業者のうちR_{cc}、R_{ca}、R_{cx} 又はR_m を出荷している全業者を対象とし、技術企画課長が指定する期間に構造物の基礎工、裏込工又は路盤工を施工する工事（以下「対象工事」という。）において使用されるR_{cc}、R_{ca}、R_{cx} 及びR_m を試験することにより行う。

3 内容

- (1) 実態調査は、対象工事の現場に搬入された再生砕石を試料として採取し、公益財団法人鳥取県建設技術センター（以下「センター」という。）に搬入し、当該試料について材料試験を行う方法により実施する。
- (2) (1)による試料の採取（以下「試料採取」という。）は、対象工事の受注者（以下「受注者」という。）の職員の立会いのもと、対象工事の監督員及びその所属する課の職員で行う。
- (3) 試料採取は、0.30m³（土のう袋15袋相当）の量を確保するものとする。
- (4) (1)によるセンターへの搬入は、各総合事務所県土整備局、西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局及び各県土整備事務所（以下、「整備局」）において行う。

4 実施手続

- (1) 技術企画課長は、対象工事を再生砕石品質実態調査実施計画表（別紙様式）により、整備局の長等に通知するものとする。
- (2) 整備局においては、(1)により通知された一覧表に基づき、実態調査の日程等について受注者及びセンターと調整した上で実態調査を実施するものとする。

5 材料試験

- (1) 材料試験は、土木工事品質管理基準に基づく材料試験の内、次に掲げるものとする。
 - ア 骨材のふるい分け試験（JIS A 1102）（粒度分布と再生材混入率）
 - イ 突固めによる土の締固め試験（JIS A 1210）
 - ウ CBR試験（JIS A 1211）
 - エ 土の液性限界・塑性限界試験（JIS A 1205）
 - オ 粗骨材の密度及び吸水率試験（JIS A 1110）

カ ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験（JIS A 1121）

(2) 材料試験の結果が適合しなければならない規定（以下「規定」という。）は、土木工事品質管理基準により以下のとおりとする。

ア 骨材のふるい分け試験（JIS A 1102）による各ふるい通過質量百分率は、下表の範囲内とする。

ふるい 粒度	通過質量百分率（％）									
	53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	425 μ m	75 μ m
40 \sim 0 (Rc-40)	100	95 \sim 100	—	—	50 \sim 80	—	15 \sim 40	5 \sim 25	—	—
30 \sim 0 (Rc-30)		100	95 \sim 100	—	55 \sim 85	—	15 \sim 45	5 \sim 30	—	—
40 \sim 0 (Rm-40)	100	95 \sim 100	—	—	60 \sim 90	—	30 \sim 65	20 \sim 50	10 \sim 30	2 \sim 10
30 \sim 0 (Rm-30)		100	95 \sim 100	—	60 \sim 90	—	30 \sim 65	20 \sim 50	10 \sim 30	2 \sim 10

イ CBR試験（JIS A 1211）による修正CBRは、R_{cc} 又はR_{cx} においては20%以上、R_{ca} 又はにおいては30%以上、R_m においては80%以上とする。

ウ 土の液性限界・塑性限界試験（JIS A 1205）による塑性指数（PI）は、R_{cc}、R_{ca} 又はR_{cx} においては6以下、R_m においては4以下とする。

エ コンクリート殻再生骨材は、ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験（JIS A 1121）によるすりへり減量が50%以下とする。

(3) 県土整備部長は、材料試験の結果が(2)の規定に適合する場合は、文書によりその再生砕石を出荷している業者（以下「出荷業者」という。）に対して結果を通知するものとする。

(4) 県土整備部長は、材料試験の結果が(2)のイの規定に適合しない場合は、下層路盤工又は上層路盤工を施工する工事において当該再生砕石を工事に使用しないこととし、出荷業者に対してその旨を通知するものとする。

(5) 県土整備部長は、上記(4)以外の場合において、材料試験の結果が(2)の規定に適合しない場合は、出荷業者に対して結果を通知し、改善指導を行うものとする。

6 費用

5(1)の材料試験に要する費用（試料の代金等を含む。）は、技術企画課が負担するものとする。ただし、5(5)の改善指導により、出荷業者に対し再試験を求めた場合は除く。

附 則

この要領は、平成23年6月8日から施行する。

この要領は、（施行日）から施行する。